山林所有者のみなさまへ

管理にお困りの山林の寄附を受け付けます

美作市では、山林所有者自らが適正な経営管理ができない山林 を譲り受けて、健全な森林を育てるとともに、放置森林や所有者 不明森林の解消につながる取り組みを行います。

寄附の対象となる山林

美作市内の土地で、登記地目が山林・保安林のもの ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます

- ○抵当権など所有権以外の権利が設定されている
- ○その山林の立木について、他者と売買契約を結んでいる
- ○隣接地との境界が明らかでないなどの理由で、他者との間で所有権 等に関して争いがある
- ○主伐等により、森林に更新されていない
- ○倒木等で第三者に損害を与える恐れがある
- ○建物や工作物がある
- ○土壌汚染や埋設物がある
- ○市が不利益を被る恐れがある
- ○山林の所有者(申請者)に所有権移転登記がなされていない
- ○税の未納がある
- ○美作市大井が丘地内の山林 など
- ※本寄附制度は、山林の立木・土地の無償での引き取りとなります ※寄附の申し込み等の手続きについては裏面を参照してください

お問い合わせ先 〒707-8501 岡山県美作市美来1番地 美作市役所 農林政策部 森林政策課 Tel 0868-72-5322

山林寄附の手続の流れ

- 1. 山林寄附採納事前審査申請書の提出 寄附の採否を審査するための書類を提出いただきます
 - ①添付書類
 - ・寄附を希望する土地の登記事項証明書(法務局又は美作市役所 内法務局登記証明コーナーで取得できます)
 - · 山林寄附採納事前審香申告書
 - ・共同所有の場合は他の所有権者の同意書
 - ・申請者の運転免許証等本人確認書類の写し

②提出先

〒707-8501

岡山県美作市美来1番地 美作市役所 農林政策部 森林政策課 (郵送可)

2. 審査

申請の内容を市が審査し、その結果をお知らせします

3. 山林寄附採納申請書

審査の結果、寄附の受付を決定した場合に、所有権移転登記に必要な書類を提出いただきます

- ①添付書類
- · 登記原因証明情報兼登記承諾書
- · 印鑑登録証明書
- ・その他必要と認める書類

4. 所有権移転登記

上記書類を提出いただいたのち、市で所有権移転登記の手続き を行います。登記完了後、登記済通知書を発行します。